

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。）
- b. クラウド会計の導入支援を通じて情報共有を一層に効率化・迅速化させるとともに、取引先が有事の際には、会計事務所がバックオフィスをバックアップできる体制整備に取り組む。
- c. AIの活用により、バックオフィス完全自動化のための体制整備に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

顧問先様の事業内容や規模に応じて、合理的な価格算定を適宜実施いたします。価格の決定に当たっては、顧問先様から協議の申し入れがあった場合には、十分に協議します。取引対価の決定を含め、契約に当たっては、当社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

代金は現金で支払います。手形の使用予定はありません。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな型に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- a. 税理士の使命を果たせるよう、取引先との信頼関係を大切にします。
- b. ペーパーレス化・デジタル化を推進し、バックオフィス全体の DX 支援に貢献します。
- c. 取引先の親身な相談相手となれるよう、従業員教育を大切にします。

令和 5 年 11 月 1 日

増田晶夫税理士事務所

企 業 名

所長 増田 晶夫

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。